

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会 開催要綱

1. 趣旨・目的

社会全体のデジタルトランスフォーメーションが求められる中で、地方公共団体の調達関連手続について、地方公共団体及び事業者の事務処理の効率化や利便性の向上を図る観点から、地方公共団体ごとに異なる項目等を共通化することや、従来型の対面・紙による方法を改め、デジタル技術を活用した方法により、デジタル完結・ワンスオンリー化を実現していくことが要請されている。

これを踏まえ、地方公共団体の入札参加資格審査の申請項目等や申請方法等の共通化、広域又は全国的な地方公共団体共通の調達関連システムの整備等のデジタル化の方法その他の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る取組について検討するため、地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会（以下「検討会」という。）を開催するものとする。

2. 検討事項

検討会においては、地方公共団体の入札参加資格審査の申請項目等や申請方法等の共通化、広域又は全国的な地方公共団体共通の調達関連システムの整備等のデジタル化の方法その他の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る取組について検討する。

3. 検討会構成員

検討会は、以下のメンバーをもって構成する。

また、調達関連手続の項目等や申請方法等の共通化に関し具体的な検討を行うため、「項目・申請方法等検討部会」を、調達関連手続のデジタル化に関し具体的な検討を行うため、「システム検討部会」を開催するものとする。これらの部会も、以下のメンバーをもって構成する。

【メンバー】

愛知県、滋賀県、千葉市、盛岡市、町田市、粕屋町、関西広域連合、山梨県市町村総合事務組合、総務省

【オブザーバー】

全国知事会、全国市長会、全国町村会、内閣府、デジタル庁

4. 座長

- (1) 検討会に、座長を置く。
- (2) 座長は、総務省自治行政局行政課長とする。
- (3) 座長は、会務を総理する。

5. 部会長

- (1) 部会に、部会長を置く。
- (2) 部会長は、総務省自治行政局行政課長とする。
- (3) 部会長は、会務を総理する。

6. 議事

- (1) 座長は、検討会を招集し、主宰する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に検討会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 部会長は、部会を招集し、主宰する。
- (4) 部会長は、必要があると認めるときは、必要な者に部会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (5) 検討会及び部会は非公開とする。
- (6) 資料及び議事要旨は原則公表する。ただし、公表することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合など、座長又は部会長が必要と認める場合については非公表とすることができる。

7. その他

- (1) 検討会及び部会の事務局は、総務省自治行政局行政課が担う。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が定め、部会に関し必要な事項は、部会長が定める。